



現在の位置 : トップページ

はじめての方は、こちらから



ご利用メニュー



情報メニュー



e-Taxをご利用中の方へ

- [受付結果を確認してください!](#)
- [e-Taxソフト使用に当たっての注意事項](#)
- [利用可能手続一覧](#)
- [利用可能文字一覧](#)
- [「e-Taxをご利用の方へのお知らせ」メールが届いた方へ](#)
- [電子納税が利用可能な金融機関について](#)

お知らせ

[⇒お知らせ一覧](#)

- [新着情報\(NEW\)](#)
- [「e-Taxを利用して提出された申告書の早期還付について」を掲載しました\(NEW\)](#)
- [「開始届出書の提出状況及びe-Taxの利用件数」を更新しました\(NEW\)](#)
- [「e-Taxソフトが法人税申告書別表四「26」欄等の表示に対応しました」を掲載しました\(NEW\)](#)
- [「e-Taxソフトのダウンロードによる提供について」を掲載しました\(NEW\)](#)
- [「源泉徴収票等のオンライン送信について」を更新しました](#)
- [「利用者識別番号等が記載された通知書等の発送スケジュールについて」を更新しました](#)
- [「オンライン利用促進のための行動計画について」を掲載しました](#)
- [はじめてe-Taxソフトを利用される方へ\(PDF形式:169KB\)\(ご注意ください\)](#)
- [システムを利用するに当たって必ずお読みください](#)

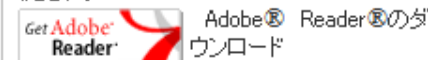
ソフトウェア開発業者の方へ

- [e-Taxソフト仕様公開](#)  
(平成18年9月19日更新)
- [源泉徴収票等のオンライン送信に係る仕様公開](#)  
(平成18年9月11日更新)

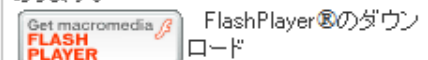
地方公共団体の方へ

- [地方公共団体でe-Taxを利用する場合](#)

PDF形式のファイルをご覧になる場合は、Acrobat® Reader® 4.X(無料)以上でご覧ください。



一部のページはMacromedia® FlashPlayer®を使用しております。



最終更新日:平成18年10月30日



利用開始(変更)届出について

1 開始届出書の提出と手続の種類

2 提出方法

(1) [オンラインで提出する](#)

(2) [書面で提出する](#)

利用開始(変更)届出について

1 開始届出書の提出と手続の種類

e-Taxを利用しようとする方は、開始届出書を納税地を所轄する税務署長に提出(送信)していただく必要があります。

e-Taxには、申告、納税及び申請・届出等手続の全部が利用可能な「申告・納税等手続」と電子納税に限定した「特定納税専用手続」の2種類の手続があります。ご利用形態にあった手続をお選びください。

詳しくは、「[開始届出書の詳細について](#)」をご覧ください。

[ページ先頭へ](#)

2 提出方法

(1) オンラインで提出する

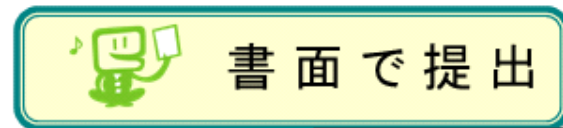
開始届出書入力画面で必要事項を入力し、送信するだけで、今すぐe-Taxの利用開始届出ができます。

また、変更届出も可能ですので、期限内に初期登録ができなかった方や利用区分の変更をされる方も、ご利用できます。

(2) 書面で提出する

開始届出書に必要事項を記入し、税務署に提出又は送付することでe-Taxの利用開始届出ができます。

開始届出書はホームページに掲載しているものを印刷するか、税務署で配布しているものをご利用ください。





よくある質問 サイトマップ

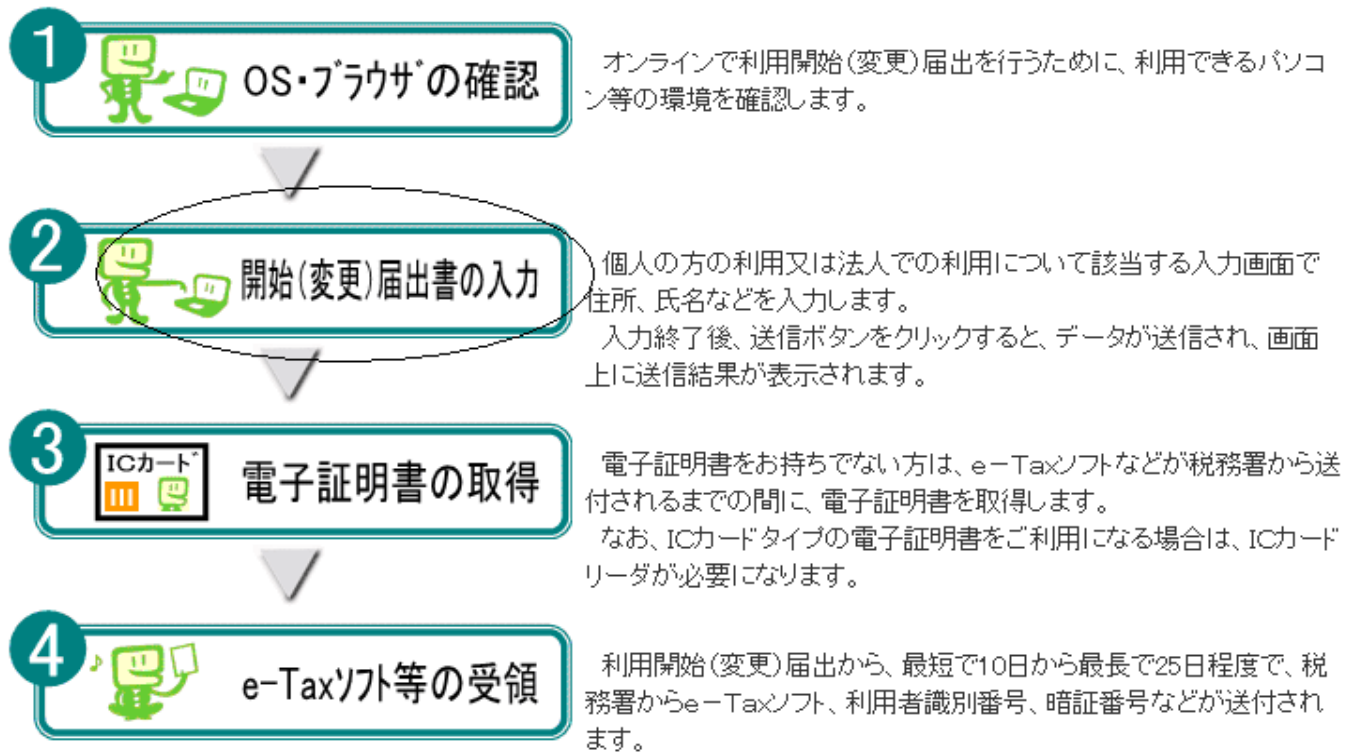
システムの概要 | 事前準備 | 初期登録 | 手順の流れ | e-Taxソフト | 参考事項 | お問い合わせ |

現在の位置 : トップページ > 利用開始(変更)届出について > e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー

- 利用開始(変更)届出について
- e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー
- 1 OS・ブラウザの確認
- 2 開始(変更)届出書の入力
- 3 電子証明書の取得
- 4 e-Taxソフトの受領
- 5 初期登録

### e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー

#### オンラインによる開始(変更)届出書作成・提出の流れ





- [利用開始\(変更\)届出について](#)
- [e-Taxの開始\(変更等\)届出書作成・提出コーナー](#)
- [利用規約](#)

## e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー

### e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー利用規約

オンラインでの利用開始(変更)届出を行うためには、下記の「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー利用規約」のすべての条項に同意いただくことが必要です。

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーを利用された方は、利用規約に同意したものとみなされます。

利用規約に同意いただける場合は、画面下の「同意する」を、同意いただけない場合は「同意しない」をクリックしてください。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の開始(変更等)届出書作成・提出コーナーの利用規約

国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」といいます。)の開始(変更等)届出書作成・提出コーナー(以下「当コーナー」といいます。)を利用して、e-Taxの開始届出書又は変更届出書(以下「開始届出書等」といいます。)を行うためには、下記の利用規約のすべての条項に同意していただくことが必要です。

記

(目的)  
第1条 本利用規約は、国税庁が運営する当コーナーの利用に関し、コーナー利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)  
第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。  
一 「国税電子申告・納税システム」とは、国税庁(国税局、沖縄国税事務所及び税務署を含みます。)及び国税

者が自己の責任で行うものとします。

2 当コーナーを利用するために必要な通信費用その他当コーナーの利用に係る一切の費用は、コーナー利用者の負担とします。

(免責事項)

第9条 国税庁は、当コーナーの利用によりコーナー利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

2 国税庁は、当コーナーの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生したコーナー利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(利用規約の改正)

第10条 国税庁は、必要があると認めるときは、コーナー利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

2 国税庁は、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なくe-Taxホームページに掲載し公表するものとします。

3 前項の公表後に、コーナー利用者が当コーナーを利用するときは、コーナー利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第11条 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。

2 当コーナーの利用に関連して国税庁とコーナー利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

附則

本利用規約は、平成18年1月4日から施行します。

同意する

同意しない

[ページ先頭へ](#)



<a href="#">利用開始(変更)届出について</a>
<a href="#">e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー</a>
<a href="#">利用規約</a>
<a href="#">開始(変更)届出書の入力</a>
1 開始(変更)届出書入力画面の操作方法
2 開始届出書の入力方法
3 利用開始(変更)届出入力

## 2 開始(変更)届出書の入力

### 1 開始(変更)届出書入力画面の操作方法

開始(変更)届出書入力画面で入力を行う際には、次の点にご注意ください。

#### (1) 入力前に確認すること

入力に当たり、事前に次の内容を確認してください。

- 入力欄のなかに、提出先税務署を選択する箇所があります。提出先税務署が分からない方は、「[税務署の所在地及び管轄区域](#)」で提出先税務署を確認してください。
- 届出には、「申告・納税等手続」と「特定納税専用手続」があります。パソコンを使用して申告等を行う場合は、「申告・納税等手続」を選択してください。

#### (2) ページの説明

「3 利用開始(変更)届出入力」の「個人での利用」又は「法人での利用」のいずれかをクリックすると、PDF形式のページが表示されます。

- 1ページ目は入力用画面です。
- 2ページ目は入力内容表示・印刷・保存・送信用画面です。

#### (3) 基本操作

- 1ページ目の各欄の上にマウスポインタを当てると、入力すべき内容や入力方法の説明が表示されます。
- 基本的に全角で入力しますが、指定がある項目は指定された方法で入力してください。
- 必須項目(\*)の内容(納税地、氏名・名称、提出先税務署など)に入力誤りや脱字などがありますと、通知書が届かない、あるいは送付できない場合や遅れる場合もあり、利用**

オンライン登記情報提供制度利用 照会番号「1234567890」 発行年月日「平成18年1月23日」 事業年度(自)4月1日(至)3月31日

税務署では、当該照会番号に基づき登記内容を確認の上、e-Taxを利用するために必要な番号等を通知します。その後、e-Taxを利用して法人設立届出書をオンラインで提出願います(その他の添付書類については、納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。)

- 弁護士等が税務代理による利用を希望する場合は、「税務代理による利用」欄をクリックしてください。

(注) e-Taxソフトについては、これまでCD-ROMにより提供していましたが、平成18年10月10日より当ホームページからのダウンロードによる取得が可能となりました。

当分の間、CD-ROMを希望する利用者には送付する予定ですが、送付を希望されない場合は、「CD-ROM送付不要」と入力してください。

より詳しい入力方法は、入力画面上でどのように入力するかを説明した「[届出書入力画面での具体的な入力方法](#)」をご覧ください。

[ページ先頭へ](#)

### 3 利用開始(変更)届出入力

個人での利用又は法人での利用のいずれかを選んでください。

**個人での利用**

**法人での利用**

※ e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーでは、入力いただいた個人情報ネットワーク上に送信する際に、暗号化技術として事実上の世界標準であるSSL(Secure Sockets Layer)128bitにより暗号化します。

また、個人情報を記録しているデータベースやサーバは、ファイアウォールとアクセス監視システムにより保護します。

[ページ先頭へ](#)

オプション

- 開始(変更等)届出
- 開始(変更等)届出
- 入力要領

しおり

署名

レイヤー

ページ

### e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー【法人用】

このページでは、電子申告・納税等開始(変更等)届出書の作成及びインターネットでの提出が行えます。

- ・マーク(青字)の項目については必ず入力または選択してください。
- ・入力は全角をお願いします(半角数字入力を指定している項目は除きます。)
- ・入力した内容は、次ページの様式に自動的に反映されます(次ページの様式はイメージ保存・印刷が可能です。)

#### ○ 利用者情報入力

利用者情報 ※利用者に関する情報を入力してください。

名称フリガナ			
法人等の名称*			
納税地			
郵便番号	—		※半角数字で入力してください。
納税地*			
電話番号	—	—	※半角数字で入力してください。
本店又は主たる事務所 ※上記の内容と異なる場合に入力してください。			
名称フリガナ			
名称			
郵便番号	—		※半角数字で入力してください。
所在地			
電話番号	—	—	※半角数字で入力してください。
代表者			
氏名フリガナ			
氏名*			



# e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー【法人用】

このページでは、電子申告・納税等開始(変更等)届出書の作成及びインターネットでの提出が行えます。

- ・\*マーク(青字)の項目については必ず入力または選択してください。
- ・入力は全角でお願いします(半角数字入力指定している項目は除きます。)
- ・入力した内容は、次ページの様式に自動的に反映されます(次ページの様式はイメージ保存・印刷が可能です。)

## ○ 利用者情報入力

**利用者情報** ※利用者に関する情報を入力してください。

名称フリガナ	カブシキガイシャ
法人等の名称*	株式会社
<b>納税地</b>	
郵便番号	360 - ※半角数字で入力してください。
納税地*	埼玉県熊谷市 番地
電話番号	048 - - ※半角数字で入力してください。
<b>本店又は主たる事務所</b> ※上記の内容と異なる場合に入力してください。	
名称フリガナ	
名称	
郵便番号	- ※半角数字で入力してください。

提出先等情報 ※納税地を所轄する税務署を選択してください。

提出年月日	平成 18 年 10 月 30 日	※半角数字で入力してください。
提出先税務署*	都道府県 埼玉 税務署名 熊谷	※リストボックスから選択してください。

届出の内容 ※利用(変更)する内容に応じてチェックしてください。

* 利用開始	<input checked="" type="checkbox"/> 申告・納税等手続	<input type="checkbox"/> 特定納税専用手続
	<input type="checkbox"/> 暗証番号等の再発行	<input type="checkbox"/> 納税用確認番号等の再発行
* 変更等	<input type="checkbox"/> 特定納税専用手続→申告・納税等手続	<input type="checkbox"/> 申告・納税等手続→特定納税専用手続
	<input type="checkbox"/> 電子証明書の更新等	<input type="checkbox"/> 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ
	<input type="checkbox"/> 税務代理による利用 ※税務代理による利用を行う弁護士法人である場合にチェックしてください。	
参考事項(連絡先等)		

税理士等情報 ※この届出書を税務代理により提出する場合に入力してください。

税理士等氏名又は名称	
電話番号	— — ※半角数字で入力してください。

※ 入力が完了しましたら、確認ボタンを押して内容をチェックしてください。

確認

リセット

変更等

特定納税専用手続き→申告・納税等手続き     申告・納税等手続き→特定納税専用手続き  
 電子証明書の更新等     国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ  
 税務代理による利用 ※税務代理による利用を行う弁護士法人である場合にチェックしてください。

参考事項(連絡先等)

税理士等情報 ※この届出

税理士等氏名又は名称

電話番号

※ 入力が完了しましたら、

HC M0007I

必須項目欄の入力漏れはありません。様式イメージで入力内容を確認の上、送信してください。  
 なお、必須項目の内容(納税地、氏名・名称、提出先税務署など)に入力誤りや脱字などがありますと、通知書等が届かない、あるいは通知書等の送付ができない場合や遅れる場合もありますので、正確に入力をお願いします。  
 また、送信後は保存・印刷することができませんので、保存・印刷される場合は、送信前に行ってください。

OK

3 0 1 0

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

税務署受付印

3 0 1 0

### 電子申告・納税等開始（変更等）届出書

税務署受付印

平成 18 年 10 月 30 日	共	納税地	<input type="radio"/> 住所地・ <input type="radio"/> 居所地・ <input type="radio"/> 事業所等（個人の方は該当するものに✓を付してください。） (〒 360 - [redacted]) 埼玉県熊谷市 [redacted] 番地 (電話番号 048 - [redacted] - [redacted])
		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	(〒 - ) (電話番号 - - )
		通	(フリガナ) カブシキガイシャ [redacted] 屋 号 (法人の場合) 株式会社 [redacted] 法人等の名称
		氏 名 (法人の場合) 代表者氏名	[redacted] [redacted]
	法	代表者住所	(〒 360 - [redacted]) 埼玉県熊谷市 [redacted]

210 x 297 ㊏

届出の内容	知	<input checked="" type="radio"/> 申告・納税等手続	<input type="radio"/> 特定納税専用手続
	(利用区分)	(注) 利用する内容に応じていずれかに✓を付してください。	
変更等		<input type="radio"/> 暗証番号等の再発行	<input type="radio"/> 納税用確認番号等の再発行
		<input type="radio"/> 特定納税専用手続→申告・納税等手続	<input type="radio"/> 申告・納税等手続→特定納税専用手続
		<input type="radio"/> 税務代理による利用の開始	<input type="radio"/> 税務代理による利用の取りやめ
		<input type="radio"/> 電子証明書の更新等	<input type="radio"/> 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ
		(注) 変更する内容に応じて✓を付してください。	
参考事項			税理士等 (電話番号 - - )

※税務署整理欄	整理番号	部門番号	利用者識別番号
	入力年月日	決算期	回付先
	通知年月日	業種番号	個人 源泉・諸税・酒・資産・資料 ⇒ 法人 局 ( )
	通信日付印	(摘要)	

※ 送信後は、保存・印刷することができません。

印刷

保存

送信

届出の内容	知	<input checked="" type="radio"/> 申告・納税等手続 <input type="radio"/> 特定納税等用手続	<input type="radio"/> 特定納税等用手続
	(利用区分)	(注) 利用する内容に応じていずれかに✓を付してください。	
変更等		<input type="radio"/> 暗証番号等の再発行 <input type="radio"/> 特定納税専用手続→申告・納税等手続 <input type="radio"/> 税務代理による利用の開始 <input type="radio"/> 電子証明書の更新等	<input type="radio"/> 納税用確認番号等の再発行 <input type="radio"/> 申告・納税等手続→特定納税専用手続 <input type="radio"/> 税務代理による利用の取りやめ <input type="radio"/> 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ
		(注) 変更する内容に応じて✓を付してください。	
	参考事項		税理士等 (電話番号 - - )

※整理番号		部門番号		利用者識別番号	
入力年月日	年 月 日	決算期		回付先	個人 源泉・諸税・酒・資産・資料 ⇒ 法人 局 ( )
通知年月日	年 月 日	業種番号			
通信日付印	年 月 日	(摘要)			

※ 送信後は、保存・印刷することができません。

印刷

保存

送信

## 即時通知(開始届出書)

以下のとおりにデータを受信いたしました。

受信したデータは現在審査中です。

なお、受付番号は問い合わせの際に必要となりますので、この即時通知を印刷又は保存しておくことをお勧めします。

受付日時	2006/10/30 16:09:45
受付番号	20061030160945990913

税務署において提出された開始届出書の内容について審査の上、利用者識別番号等の記載された通知書やe-Taxソフトを送付します。  
なお、e-Tax利用の際には、電子証明書が必要です。  
ご利用の時までに前もって取得していただくことをお勧めします。

戻る 保存 印刷

**印刷**

全般 | オプション

プリンタの選択

プリンタの追加

- EPSON LP-7700 - mmg2002
- Canon BJC-80v (BJRSTR)
- EPSON LP-9600 - mmg2002
- Canon Bubble-Jet BJC-80v (コピー 1)
- EPSON VP-4300 ESC/P - MMG2002

状態: 準備完了     ファイルへ出力(F)    詳細設定(R)

場所: 2F    プリンタの検索(D)...

コメント:

ページ範囲

すべて(L)     選択した部分(I)     現在のページ(U)

ページ指定(Q): 1

ページ番号のみか、またはページ範囲のみを入力してください。例: 5-12

部数(C): 1

部単位で印刷(Q)

1 1    2 2    3 3

印刷(P)    キャンセル    適用(A)

届出書)

言いました。

審査中です。

となりますので、この即時通知を

受付日時	2006/10/30 16:09:45
受付番号	20061030160945990913

税務署において提出された開始届出書の内容について審査の上、利用者識別番号等の記載された通知書やe-Taxソフトを送付します。なお、e-Tax利用の際には、電子証明書が必要です。ご利用の時までに前もって取得していただくことをお勧めします。

戻る    保存    印刷



HTML ドキュメントの保存

保存する場所: [ ]

ファイル名(N): 即時通知 [ 保存(S) ]

ファイルの種類(I): HTML ファイル (\*.htm;\*.html) [ キャンセル ]

言語(L): Unicode (UTF-8) [ ]

開始届出書)

を受信いたしました。

現在審査中です。

なお、受付番号は問い合わせの際に必要となりますので、この即時通知を印刷又は保存しておくことをお勧めします。

受付日時	2006/10/30 16:09:45
受付番号	20061030160945990913

税務署において提出された開始届出書の内容について審査の上、利用者識別番号等の記載された通知書やe-Taxソフトを送付します。  
 なお、e-Tax利用の際には、電子証明書が必要です。  
 ご利用の時までに前もって取得していただくことをお勧めします。

[ 戻る ] [ 保存 ] [ 印刷 ]

HTML ドキュメントの保存

保存する場所(D)



ファイル名(N)

即時通知(開始届出書)

保存(S)

ファイルの種類(T)

HTML ファイル (\*.htm;\*.html)

キャンセル

言語(L)

Unicode (UTF-8)

## 始届出書)

を受信いたしました。

現在審査中です。

必要となりますので、この即時通知を  
す。

受付日時	2006/10/30 16:09:45
受付番号	20061030160945990913

税務署において提出された開始届出書の内容について審査の上、利用者識別番号等の記載された通知書やe-Taxソフトを送付します。  
なお、e-Tax利用の際には、電子証明書が必要です。  
ご利用の時までに前もって取得していただくことをお勧めします。

戻る 保存 印刷